

# 道南地区支部活動報告

---

～刑事弁護人の立場から

函館弁護士会所属 弁護士 田中 綾太郎

## はじめに

---

自己紹介など

- ・函館弁護士会所属
- ・刑事弁護活動

活動報告, そのまえに...

# 1 刑事事件～犯罪とは？

---

## 犯罪の定義

犯罪構成要件に該当し，違法かつ有責な行為

- ①犯罪構成要件性：刑法等に規定された，禁止された行為
- ②違法性：倫理規範に違背する法益侵害
- ③有責性：非難可能性があること

# 1 刑事事件～犯罪とは？

---

## ○有責であること

→規範（守るべきルール）を認識・理解しながら，自らの意思でその規範を乗り越えて犯罪行為を行ったこと

↓

・そもそも規範の認識・理解ができなかったり，他の行為に出ることが期待できないような場合には，責任がない（刑事責任は問えない）

○これは心神喪失，心神耗弱といった責任能力の話では？？

## 1 刑事事件～犯罪とは？

---

### ○犯罪を犯すこと

↓

- ・ 明確に規定されている社会のルールを逸脱した行動をすること
- ・ 逸脱した行動に対するサンクションを理解しながら行動に出ること

↓

### ○普通の人、まずしない

- ...ルールを大きく逸脱することが自分にどのような未来をもたらすか想定できる
- 一時の感情に従って、即時に行動を起こす前にその先を想定する

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

### ○犯罪を犯す人

- 1 自らの行為の帰結を想定しつつ、なお行為を実行する  
e x) 反社会的勢力、経済犯罪...

### 2 何らかの理由で自らの行為の帰結を想定できずに行ってしまう

- 「何らかの理由」→責任能力が問題とはならない程度の知的障害、精神疾患等
- そのままでは再び犯罪行為に出る可能性が高い
- 再犯防止には**福祉的な支援が必要**

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

福祉的支援につなげるために...

- ・既に一定の福祉的支援を受けているケース
    - ...検察庁が相応の対応をしてくれることもある
    - 検察庁から社会福祉士さんに依頼するようなケース
- しかし...

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

- ◎これまでまったく福祉的支援を受けていない被疑者も多い
  - ◎弁護人の「気付き」が不可欠！！
- ◎接見（弁護人と被疑者との面会）などで
  - 被疑者の特性に気付けるかどうか

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

### 【例えば】

- ・ 被疑者自身が記入する書類の記載ぶり  
    **罪名欄に...「さつじん」「しょうがい」**
- ・ 受け答えが単調
- ・ 同じ質問が繰り返される

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

◎これは福祉的な支援が必要だ！

↓協定に基づいて

※1 ここに悩みが...

◎社会福祉士さんにお願ひする

↓

◎面会等を経て、更生支援計画の策定

→ 支援計画書の捜査機関への提出、証拠調べ等

※2 ここにも悩みが...

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

### ※1 弁護人に課せられた大きなハードル

～これまで福祉的支援を受けたことのない対象者に、福祉的支援の必要性を理解してもらい、同意を得ることの難しさ...

- ・伝える内容が極めてセンシティブ
- ・支援それ自体，対象者（やその家族等）がイメージしにくい
- ・弁護人と被疑者との信頼関係破壊のリスク
- ・（多くの場合）刑事事件の処理に不可欠ではない
  - 函館弁護士会でも協定を利用している弁護士はまだ多くない...

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

### ※2 刑事裁判における立証

～検察官と弁護人との温度差～

- ・裁判員裁判対象事件で実刑は免れにくいと言う事案
- ・弁護人は，被告人の再犯可能性を減少させるための取組として，社会福祉士に更生支援計画の策定をお願いし，被告人のための更生支援チームによる計画について証人尋問で説明

## 2 刑事弁護人の実践経験から...

---

- ・ 検察官は、社会福祉士の証人尋問の反対尋問で、ひたすら責任能力に問題がないこと、実刑を前提とするならば、更生支援計画の実施は相当先になるといった尋問ばかり
- ・ 被告人の特性に配慮した支援計画の内容を掘り下げない

◎本来、これらの内容は、再犯防止の観点からも重要なはずなのだが...

なお

◎判決は、更生支援計画を非常に積極的に評価！

## 3 おわりに

---

・ これまで依頼した案件は、たまたま重大事件が多く、社会復帰を待って支援を開始する段階等のももある...刑務所からお手紙が来たり...

・ 福祉的支援については弁護人は素人同然...

社会福祉士の皆様におかれましては、

刑事司法分野へのご理解ご協力を引き続きお願い申し上げます！

以上